

家庭系ごみ有料化の現状について

ごみの減量と資源化を進めるために、令和3年10月から家庭系ごみの有料化を実施している。(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)

ごみの排出量に応じて、ごみ処理費用の一部をごみ処理手数料として、市民の方に負担していただいている。

1. 家庭系可燃ごみの排出量の推移

(有料化前) 令和2年10月～令和3年9月：11,161トン

(有料化後) 令和3年10月～令和4年9月：9,586トン

⇒有料化前後で、1,575トンの削減 (約14%の削減)

※ごみの排出量の削減に伴い、費用面でも削減が図れた。

↓

① 処理費用：4,679万円の削減

令和2年10月～令和3年9月：3億3,150万円

令和3年10月～令和4年9月：2億8,471万円

② 三重県にある処理施設までの運搬費用：1,022万円の削減

令和2年10月～令和3年9月：7,243万円

令和3年10月～令和4年9月：6,221万円

2. 旧燃やせるごみ袋に対する経過措置を終了

令和4年5月頃から、自治会の理事会や広報紙をはじめ、市ホームページ、折込チラシ、回覧板、集積所案内看板の配布等で市民の方に周知を図り、混乱もなく、9月末に終了した。

※残った袋については、プラスチック類用の袋として継続使用に。

3. 家庭系可燃ごみの手数料収入の推移

	令和3年度	令和4年度	合計
収入金額	101,012,900円	49,582,900円	150,595,800円

※令和4年度は10月末現在

4. その他

令和4年9月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全世帯に可燃ごみ袋(大10袋、中10袋)を配布した。

粗大ごみの排出方法について

1. 有料化導入前後の取扱い比較

区 分	有料化前	有料化後
不燃ごみ袋	各集積所に搬入	有料ごみ袋に入れ、各集積所に搬入
1 m未満	各集積所に搬入 直接搬入（許可）	処理券貼付、リサイクルセンターに直接搬入
1 m以上	許可業者に依頼	処理券貼付、リサイクルセンターに直接搬入

2. 新たな排出方法として戸別収集を行う方向で検討

・有料化前に行った説明会などで、粗大ごみの排出方法について、直接搬入以外の方法も検討してほしいとの意見を踏まえ、近隣市町の実例を参考にして、市が有料で戸別収集する方向で検討を進めている。

3. 今後、検討する事項

○回収運搬にかかる費用の設定

- ・受益者負担の原則、直接搬入との公平性を担保する必要がある。
- ・現行の直接搬入方式を原則とし、それを補完する形で実施する。
- ・他の自治体の料金水準を考慮する必要がある。

○回収する対象（種類や大きさ）の設定

- ・作業員が2人で積み下ろしができる範囲の大きさや重さまでとする必要がある。
- ・不燃ごみ袋に入るものは、集積所に出せるので対象から除外すべきではないか。
- ・できる限り多くの人が利用できるように、数量制限を設ける必要がある。

○回収する頻度の設定

- ・地域ごとに月1、2回程度を想定している。
- ・1日の受け入れ可能件数を考慮して、判断していく必要がある。